

活動をはじめましょう

- ① 事務局に登録申請書を提出する。
(登録は年度ごとにします)
- ② 登録証・ポイントカードを受け取る。
(加入料無料で保険に加入します)
- ③ 活動内容や活動する施設を決める。
(事務局からご提案させて頂く場合もあります)
- ④ 活動先に登録証・ポイントカードを持参し活動する。
- ⑤ 活動が終わったらポイントシールを活動先からもらう。
- ⑥ ポイントに応じて支援金の交付申請をする。

こんな時は直ちに事務局へ

- * 自宅と活動先の往復間で事故やケガが発生した時
- * 体調不良などでやむを得ず活動ができなくなった時や開始時間に間に合わないと判断した時
(事務局が休日の日は活動先に連絡して下さい)
- * 登録証やポイントカードを紛失した時

活動中の事故やケガについて

まずは「事故対応」が最優先です。安全確保と緊急対応をして下さい。

施設内であれば施設に報告・連絡をし、その後速やかに事務局に状況報告して下さい。

- * 気象条件、感染症発生等の理由で活動を中止する場合は、事務局からご連絡いたします。



活動内容

- * レクリエーションや喫茶の手伝い
 - * 話し相手や見守り
 - * 囲碁、将棋、麻雀の指導や相手
 - * 書道、手芸、折り紙等の指導
 - * 歌や踊り、マジック等一芸の披露
 - * 施設行事やイベントの手伝い
 - * その他軽微かつ補助的な活動
- その他多種



活動先

- * 多世代交流センター、シニアプラザいばらき
- * コミュニティデイハウス・いきいき交流広場
- * 地区福祉委員会
- * つどいの広場、障がい者施設
- * 介護施設 など



ポイントについて



- 活動1時間あたり1ポイント
- 2時間を越えても1日2ポイントまで
- 1日に複数場所で活動しても2ポイントまで
- ポイント付与は毎年4月1日～翌年2月末日

活動支援金について



- 10～19ポイント …………… 1,000円
- 20～29ポイント …………… 2,000円
- 30～39ポイント …………… 3,000円
- 40～49ポイント …………… 4,000円
- 50ポイント～ …………… 5,000円

※支援金の交付は、上限年間5,000円です。
但し、支援金の交付は、3年間を限度とします。
※4年目以降の活動については、支援金の交付はしません。但し、保険加入はします。

